

## 令和 3 年度 社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

## 1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

## (1) 実施時期

令和 3 年 1 1 月から令和 3 年 1 2 月まで実施。

## (2) 一般指導監査

実地監査及び書面監査

区 分		実地監査	書面監査	合 計	文書指摘法人 ・施設・事業 所数	文書指摘 率 (%)	R2 (%)
法人 本部	一般法人	1 2	0	1 2	7	58.3	66.6
	社会福祉協議会・共同募金会 ・いのちの電話	5	0	5	4	80.0	66.6
	法人本部 合 計	1 7	0	1 7	1 1	64.7	66.6
社会福祉 施設等	保護施設	0	0	0	0	-	0.0
	養護老人ホーム	0	0	0	0	0.0	0.0
	軽費老人ホーム	0	0	0	0	0.0	0.0
	有料老人ホーム	2	0	2	1	50.0	0.0
	障害児入所施設	4	0	4	1	25.0	25.0
	障害者支援施設	8	0	8	5	62.5	62.5
	保育所・保育所型認定こども 園・幼保連携型認定こども園	2 9	1 8 7	2 1 6	1 2	5.5	21.1
	児童養護施設等	4	4	8	4	50.0	71.4
	社会福祉施設 合 計	4 7	1 9 1	2 3 8	2 3	9.7	24.0
合 計		6 4	1 9 1	2 5 5	3 4	13.3	27.5

## (3) 特別監査

令和 3 年度：2 件

- ・不祥事案の概要：職員による法人事業利用者の預金口座からの不正引き出し等。  
：前園長が経理規定に基づく経理処理を怠り私的流用
- ・特別監査の内容：該当利用者から利用施設への相談を契機に事案が発覚。  
特別監査を実施し、法人でのチェック体制の不備、内部規程に基づく管理の不備等が認められたため、法人における組織の構造的な要因に起因する原因究明と再発防止策について報告を求めた。  
：法人の事務処理体制の不備、経理規程に基づく事務処理が適正に行われていないことが認められたため、事務処理体制の強化、会計処理の適正化を指示。

## (4) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に定めるところにより地域福祉課と高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課及び障がい福祉課が共同で実施。

## (5) 指導監査における留意事項（実施方針）

令和 3 年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①一般監査

- ・監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。

(7) 令和3年度の主な指摘事項

①法人本部（文書指摘事項）

○組織運営関係

- ・評議員の選任手続きにおける、候補者が欠格事由に該当しないこと、各評議員若しくは各役員と特殊関係にないこと、反社会的勢力に属する者でないことについて未確認（確認書類の未徴求）。
- ・評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員の有無の未確認。
- ・理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事の有無の未確認。
- ・定款に定める評議員の決議を要する事項が決議されていない。
- ・理事会に2回続けて欠席した監事がいたので、今後は改善を図ること。
- ・財産処分が所轄庁の承認を得ないまま行われているので、承認手続きを行うこと。
- ・役員等報酬規程（役員等報酬支給基準）の内容と実際の支給が乖離していることが認められたので、支給基準に従って支払うこと。
- ・監事の選任に関する評議員会の議案について、現任監事からの同意書の未徴取。
- ・定款と財産目録に記載された基本財産の不一致。

○会計関係

- ・経理規程にそった事務処理に努めること。

②有料老人ホーム

- ・非常災害に関する具体的計画について、火災及び地震に係る計画が策定されていなかったのを策定すること。
- ・重要事項説明書における居住の権利形態の記載について実態に即した正確な記載にすること。
- ・ハラスメントについて研修等により職員への周知はされているが指針等の策定がされていないので整備等を検討すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていないので整備すること。

③障害児入所施設

- ・受給者証に記載が必要な事項についての記載がされていない。

④障害者支援施設

○運営管理関係

- ・重要事項説明書への記載が不十分。
- ・契約の際に市町村への報告がされていない。

⑤保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園

○利用者処遇関係

- ・検食（おやつ）が未実施、記録がない。

○運営管理関係

- ・保育の質の評価の取り組みが行われていない。
- ・経理事務について、規程に基づかない不適切な処理がされている。
- ・副食費に係る収入の勘定科目に誤りがある。
- ・当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超過している。
- ・消火訓練が毎月行われていない。

⑥児童養護施設等

○入所者処遇関係

- ・苦情解決の仕組みの揭示が不十分。

○運営管理関係

- ・給与規程の記載内容が不十分。
- ・給与・手当支給、経理の事務処理が不適切。
- ・建物増築に伴う変更届が未提出。
- ・避難確保計画が未策定。
- ・調理従事者の検便が不十分。
- ・措置費の弾力的運用手続きが不適切。
- ・個人情報保護規定等の整備が不十分。

## 2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

令和3年11月から令和3年12月まで

(2) 指 導

① 実地指導

区 分		実地指導・施設 事業所数	文書指摘施設・ 事業所数	文書指摘率%	R2 %
	介護老人福祉施設	0	0	0.0	0.0
	介護老人保健施設	0	0	0.0	0.0
	介護医療院	1	0	0.0	0.0
	介護療養型医療施設	0	0	0.0	0.0
	施 設 合 計	1	0	0.0	0.0
居 宅 サ ー ビ ス	特定施設入居者生活介護	2	1	50.0	0.0
	短期入所生活介護	0	0	0.0	0.0
	短期入所療養介護	1	0	0.0	0.0
	通所介護	8	7	87.5	100.0
	訪問介護	7	7	100.0	100.0
	訪問看護	4	4	100.0	75.0
	訪問入浴介護	1	1	100.0	100.0
	訪問リハビリテーション	0	0	0.0	100.0
	通所リハビリテーション	2	2	100.0	100.0
	福祉用具貸与	6	5	83.3	88.8
	福祉用具販売	6	5	83.3	88.8
	居宅サービス合計	37	32	91.4	90.0
	合 計		38	32	88.8

② 集団指導

実施なし。(課ホームページへの資料掲載のみ)

(3) 監 査

実施なし。

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 実地指導

出雲地域、隠岐地域については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見指導監査室が実施。

② 集団指導

高齢者福祉課が実施。

③ 監 査

実施なし。

(5) 指導・監査における留意事項(実施方針)

令和3年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

① 感染症、事故等の発生時の適切な対応

② 事業継続計画(BCP)の策定

③ 防災対策の充実・強化

④ 介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象福祉サービスの質の確保と向上

⑤ 保険給付の適正化

⑥ 利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭にいた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

⑦ 虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底

(6) 指導・監査結果の概要

① 監 査

実施なし。

② 実地指導

○ 居宅系サービス、介護保険施設共通

・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした実地指導の徹底を図った。

・災害や感染症が発生した場合でもサービス提供が継続されるよう、業務継続計画(BCP)の作成を促した。

・各事業所において改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。

・また、期限までに改善できない事項については改善計画の提出を求め、事後指導により改善を徹底させ、改善後に挙証資料による改善状況の確認を行った。

・さらに苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導

を行った。

○介護保険施設

- ・感染症対策、防災対策、高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、実地指導を実施した。
- ・利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

③集団指導

課ホームページへの資料掲載のみとした。

(7) 令和3年度の主な指摘事項

居宅系サービス

○重要事項説明書

- ・重要事項説明書の掲示がされていない。
- ・重要事項説明書の記載内容が不十分である。

○勤務体制の確保

- ・他事業所と兼務している職員の勤務時間が明確にされていない。

○居宅サービス計画の策定状況

- ・アセスメント実施の記録がない。
- ・サービス提供開始後にアセスメントを実施。

○サービス提供の記録

- ・提供したサービス内容等の記録が不十分である。

○秘密の保持

- ・従業者との雇用時等に秘密を保持すべき旨を取り決めていない（誓約書が提出されていない）事例があった。

○身体拘束等の適正化

- ・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。

○変更届けの提出

- ・事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった際に変更届けが提出されていない。

3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

令和3年11月から令和3年12月まで

(2) 指 導

①実地指導

区 分		実地指導施設 ・事業所数	文書指摘施 設 ・事業所数	文書指摘率 %	R2 %
施設	障害児入所施設	1	1	100.0	25.0
	障害者支援施設	0	0	0.0	62.5
障害 福祉 サ ー ビ ス	短期入所事業	2	1	50.0	63.6
	共同生活援助	3	3	100.0	100.0
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、就労定着支援、自立 生活援助	9	9	100.0	92.5
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、 同行援護	0	0	0.0	100.0
	療養介護	0	0	0.0	0.0
	障害児通所支援事業	4	4	100.0	66.6
	障害福祉サービス合計	18	17	87.5	81.0
相談支援事業		1	1	100.0	100.0
合 計		20	19	91.6	71.3

① 集団指導

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一堂に会しての開催に換え、オンラインでの動画視聴形式で実施。

(3) 監 査

実施なし。

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」及び「島根県指定障害児通所支援事業

者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

- ① 実地指導  
地域福祉課と障がい福祉課が共同で実施。
- ② 集団指導  
障がい福祉課が実施。
- ③ 監査  
障がい福祉課が実施。
- (5) 指導・監査における留意事項（実施方針）  
令和3年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。
  - ① 障害福祉サービス等の質の確保と向上
  - ② 自立支援給付の適正化
  - ③ 利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
  - ④ 市町村事業との整合性の確保
- (6) 指導・監査結果の概要
  - ① 監査  
実施なし。
  - ② 実地指導
    - ・ 事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。
    - ・ 施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
    - ・ また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。
    - ・ 平成17年度から取り組んだ利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。
    - ・ さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。
- (7) 令和3年度の主な指摘事項
  - 運営基準関係
    - ・ 重要事項説明書に必要な事項の記載がない。
    - ・ サービス提供の記録を提供の都度作成していない。
    - ・ 個別支援計画の原案の作成、作成に係る記録、会議の記録が作成されていない。
    - ・ 運営規程等の内容が重要事項説明書と整合していない。
    - ・ 障害福祉サービス毎に経理区分されていない。
    - ・ 定期的な避難訓練をしていない。
    - ・ 事業所の見やすいところに、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他保護者のサービス選択に資する重要事項を掲示していない。
  - 介護給付費、訓練等給付費関係
    - ・ 加算要件である支援の記録が不十分。

#### 4 認可外保育施設に対する指導及び監督の実施状況

- (1) 実施時期  
令和3年11月から令和3年12月まで
- (2) 通常の立入調査

区 分	立入施設数	文書指摘施設数	文書指摘率 (%)	R2 (%)
認可外保育施設	10	2	20.0	11.1

- (3) 特別立入調査  
実施なし。
- (4) 指導及び監督の実施体制  
「島根県認可外保育施設指導監督実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。
  - ① 通常の立入調査  
東部の施設は、子ども・子育て支援課が単独、西部の施設は、石見指導監査室が実施
  - ② 特別立入調査  
実施なし。
- (5) 指導・監督における実施方針  
令和3年度の指導・監督に当たっては、「認可外保育施設指導監督基準」に照らし合わせて、各種基準を満たしているかどうかを留意して実施した。

- (6) 指導・監査結果の概要
- ・施設の運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
  - ・施設において改善を要する事項については、概ね1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料により確認を行った。
  - ・また、文書指摘に至らないまでも、改善を必要とする事項については、口頭で指導・助言をした。
- (7) 令和3年度の主な指摘事項
- ・掲示項目について、事業停止命令等の有無についての記載がない。
  - ・契約内容について、苦情担当者名等が明記されていない。
  - ・消火訓練が未実施。

## 令和 4 年度社会福祉法人等指導監査実施計画

島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第 10 条、島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱第 7 条、島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第 7 条、島根県指定障害児通所支援事業者等指導・監査実施要綱第 7 条及び認可外保育施設指導監督実施要領第 3 条の規定に基づき、令和 4 年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等、障害福祉サービス事業者等及び認可外保育施設（以下「社会福祉法人等」という。）に対する指導監査又は指導、監査及び監督（以下「指導・監査等」という。）の実実施計画を次のとおり定める。

### 1 実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、法人本部監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているか、法人等の指導・監査等においては、利用者本位の福祉サービスの提供により円滑な事業運営が確保されているか、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して指導監査等を実施する。

また、社会福祉法人指導監査要綱（平成 29 年 4 月 27 日付け厚生労働省三局長通知）の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき法人本部監査を実施する。

なお、社会福祉施設等の指導・監査等の実施にあたっては、各市と連携し、効果的な指導・監査等を実施することとする。

#### (1) 法人及び社会福祉施設等

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の権利及び人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

#### (2) 介護保険施設等

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭ににおいた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

#### (3) 障害福祉サービス事業者等

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ④市町村事業との整合性の確保

#### (4) 認可外保育施設

- ①「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことによる適正な施設運営の確保
- ②児童の権利擁護、安全対策の徹底及び適切な処遇の確保

### 2 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要があり、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査（介護保険事業及び障害福祉サービス事業にあつては「指導」）において特に指摘事項の多かった項目、又これまでの特別監査及び監査（介護保険・障害福祉サービス事業関係）を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

また、近年の大規模な自然災害、不審者等による事件の発生を受け、利用者の安全確保が重要視されており、これらへの対策及び具体的な取り組み状況について、重点事項点検表又は調書に項目

を設け確認を行う。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設と定められた社会福祉施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に当たっては、市町村地域防災計画対象の全ての社会福祉施設等において作成されるよう指導を行い、また、各基準条例（※）等で規定された感染症対策の強化及び災害等における最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画（BCP）の策定を促す。

（※感染症対策の強化及び業務継続に向けた取り組みの強化については、3年間の経過措置期間あり）

（1）法人本部

①組織運営関係

- ア 定款及び諸規程の整備と運用
- イ 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ウ 監事監査機能の強化

②管理関係

- ア 適正な会計処理
- イ 適切な資産管理
- ウ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- エ 役員等報酬の支給状況の確認

（2）社会福祉施設等

①利用者、入所者の処遇（支援）関係

- ア 適切な個別処遇（支援）計画、保育課程の策定、見直し及び記録の整備
- イ 利用者の人権の尊重の取り組みの推進
  - ・苦情解決の取り組みの確立
  - ・身体拘束禁止への取り組みの推進
  - ・虐待等の防止

②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 防災・防犯対策の充実、強化
  - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
  - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
  - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
  - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員へ周知徹底
- エ 利用者預り金の適正な管理

（3）介護保険事業者等

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- イ 業務管理体制の整備
- ウ 介護報酬の請求事務の適正化
- エ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備
- オ 虐待防止及び身体的拘束等適正化等人権の尊重の取り組みの推進
  - ・虐待防止及び身体的拘束等適正化についての認識の普及と制度理解の徹底
  - ・虐待防止及び身体的拘束等適正化に向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進
  - ・苦情解決の取り組みの推進
- カ 防災・防犯対策の充実、強化
  - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
  - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
  - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- キ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
  - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底



- ク 利用者預り金の適正な管理
- (4) 障害福祉サービス事業者等
  - ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保
  - イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化
  - ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領
  - エ 重要事項の説明及び掲示
  - オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備
  - カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
    - ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
    - ・虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進
    - ・苦情解決の取り組みの推進
  - キ 防災・防犯対策の充実、強化
    - ・非常時の連絡・避難体制の確立
    - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
    - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
  - ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応
    - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
  - ケ 利用者預り金の適正な管理
  - コ 複数の事業主体からのサービスを組み合わせて実施している事業所の運営の適正化
    - ・地域生活支援事業の実地指導主体である市町村と合同の実地指導の実施など
- (5) 認可外保育施設
  - ア 人員、設備及び運営に関する基準の確保
  - イ 施設及びサービスに関する内容についての説明及び掲示
  - ウ 防災・防犯対策の充実、強化
  - エ 児童の安全及び衛生管理
  - オ 事故の予防と事故発生時の適切な対応

### 3 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態、及び実施時期については、別に定める。

### 4 監査調書及び指導調書等

- (1) 監査調書及び指導調書等の種類は別表のとおりとする。
- (2) 種類ごとの監査調書及び指導調書等の内容は別に定める。

(別 表)

種 別	監 査 調 書 等
法人本部	社会福祉法人監査調書【法人本部監査用】、【会計管理編】
生活保護	生活保護施設監査調書
児 童	指定福祉型障害児入所施設監査調書、指定医療型障害児入所施設監査調書、指定障害児通所支援事業者指導調書
	保育所等監査調書 幼保連携型認定こども園監査調書
	児童福祉施設監査調書 (助産施設、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム)
	認可外保育施設運営状況報告(地方裁量型認定こども園にあつては、認定こども園の運営状況報告)
障 が い	障害者支援施設指導監査調書
	指定障害福祉サービス事業者指導調書(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護)
	指定障害福祉サービス事業者指導調書(生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援)
	指定障害福祉サービス事業者指導調書(共同生活援助)
	指定障害福祉サービス事業者指導調書(短期入所)
	指定障害福祉サービス事業者指導調書(療養介護)
	指定障害福祉サービス事業者指導調書(重度障害者等包括支援)
	指定障害福祉サービス事業者指導調書(自立生活援助)
	指定障害者支援施設指導調書
	指定一般相談支援事業者指導調書 指定自立支援医療機関指導調書
老 人	養護老人ホーム監査調書
	有料老人ホーム監査調書
	軽費老人ホーム(ケアハウス)監査調書
	*介護保険関係は事前に提出を求める指導調書なし(自己点検表有り)